(七)　自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する(四)(2)及び(四)(3)（附則第二九条の一八の規定により当分の間「一〇〇分の三」とあるのは「一〇〇分の二」とする。）の適用については、当該自家用の三輪以上の軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、「一〇〇分の二」とあるのは「一〇〇分の一」とすることとした。（附則第二九条の一八関係）

(八)　平成三一年度及び平成三二年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に次のとおり種別割の税率を軽減することとした。（附則第三〇条関係）

(1)　電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車について、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。

(2)　次に掲げる三輪以上のガソリン軽自動車について、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減することとした。

イ　乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三〇を乗じて得た数値以上のもの

ロ　貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三五を乗じて得た数値以上のもの

(3)　次に掲げる三輪以上のガソリン軽自動車（(2)の適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね一〇〇分の二五を軽減することとした。

イ　乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上のもの

ロ　貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上のもの

(九)　市町村長は、納付すべき種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした。（附則第三〇条の二関係）

(一〇)　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車の取得が平成三三年三月三一日までに行われたときに限り、当該取得された三輪以上の軽自動車に係る環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした。（附則第五七条関係）

(一一)　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、それぞれ次に定める年度分の種別割を非課税とする措置を講ずることとした。（附則第五八条関係）

(1)　平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日までの期間　平成三二年度分

(2)　平成三二年四月一日から平成三三年三月三一日までの期間　平成三二年度分及び平成三三年度分

(三)　電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものが平成三三年四月一日から平成三四年三月三一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三四年度分の種別割に限り、当該自家用の三輪以上の軽自動車が平成三四年四月一日から平成三五年三月三一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三五年度分の種別割に限り、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。（附則第三〇条関係）

狩猟税

(一)　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三六年三月三一日まで延長することとした。（附則第三二条関係）

(二)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三六年三月三一日まで延長することとした。（附則第三二条関係）

(三)　狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を平成三六年三月三一日まで延長することとした。（附則第三二条の二関係）

事業所税

(一)　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものが行う収益事業以外の事業について、非課税とする措置を講ずることとした。（附則第三二条の三関係）

(二)　次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。

(1)　沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三三条関係）

(2)　沖縄振興特別措置法に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三三条関係）

(3)　沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三三条関係）

(4)　沖縄振興特別措置法に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた国際物流拠点産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三三条関係）

(5)　一定の政府の補助を受けた者が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものにおいて行う事業に係る課税標準の特例措置（附則第三三条関係）

(三)　特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人にあっては平成三三年三月三一日まで、個人にあっては平成三二年分まで延長することとした。（附則第三三条関係）